

令和五年内閣府令第七十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する内閣府令

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第六十七条第一項、第九項及び第十項、第七十条第一項及び第三項、第七十三条第二項、第七十五条第一項、第七十六条第一項及び第二項並びに第八十条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する内閣府令を次のように定める。

（定義）

第一条 この府令において使用する用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（書面による手続等）

第二条 特許出願人は、法第五章又はこの府令の規定により内閣総理大臣に對して書面をもつてするものとされている手続をするときは、当該書面に提出者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所並びに特許出願の番号を記載しなければならない。

2 前項の書面は、日本語で書かなければならぬ。

（保全審査における意見の聴取）

第三条 法第六十七条第一項の規定により保全審査をするに当たっては、明細書等に記載されていける発明を公にすることにより外部から行われる行為によつて国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの程度及び保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他の事情について、特許出願人の意見を聴くものとする。ただし、同条第二項の規定により特許出願人に対して資料の提出又は説明を求めることなく保全指定をする必要がないと判断できる場合は、この限りでない。

（保全対象発明となり得る発明の内容の通知）

第四条 法第六十七条第九項の規定による通知は、保全対象発明となり得る発明の内容及び明細書等において当該発明が記載されている箇所を記載した書面により行うものとする。

（法第六十七条第九項第三号の内閣府令で定める事項）

第五条 法第六十七条第九項第三号の内閣府令で定める事項は、同項第一号又は第二号に規定する事項に変更の予定がある場合における当該変更の内容とする。

（特許出願を維持する場合の手続）

第六条 法第六十七条第十項の規定による書類の提出は、様式第一によりしなければならない。

（保全指定の通知）

第七条 法第七十条第一項の規定による特許出願人及び特許庁長官への通知は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 保全対象発明の内容及び明細書等において当該保全対象発明が記載されている箇所
- 二 法第七十条第二項の規定により定めた保全指定の期間
- 三 発明共有事業者に関する事項

（保全指定の期間の延長）

第八条 法第七十条第三項後段の規定により保全指定の期間を延長するときは、あらかじめ、指定特許出願人の意見を聴くものとする。

（保全対象発明の実施の許可の申請書の記載事項）

第九条 法第七十三条第二項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 実施をしようとする者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所
- 二 実施をすることが必要な理由
- 三 実施による保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために講ずる措置

第十条 法第七十五条第一項の内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

（組織的な情報管理に関する措置として次に掲げるもの）

- イ 保全対象発明に係る情報（発明共有事業者が講ずる措置については、指定特許出願人が取り扱うことを認めた保全対象発明に係る情報に限る。以下この条において「保全対象発明情報」といふ。）を取り扱う者（以下この条において「情報取扱者」という。）を適正に管理するとともに、保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置の適切な実施を一元的に管理する責任者（以下この条において「保全情報管理責任者」という。）を指名すること。
- ロ 保全情報管理責任者及びその他の情報取扱者の責務及び業務を明確にすること。
- ハ 保全対象発明情報を営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）として取り扱うこと。
- ニ ホ 保全対象発明情報の管理に関する措置を適切に講ずるため、保全対象発明情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。
- ト 保全対象発明情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における事務処理体制を整備すること。

チ 保全対象発明情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、指定特許出願人には内閣総理大臣に、発明共用事業者にあつては指定特許出願人に、直ちにその旨を報告すること。

二 人の情報管理に関する措置として次に掲げるもの

イ 情報取扱者を追加するときは、あらかじめ、その者について、保全情報管理責任者に保全対象発明情報を漏えいさせるおそれがあるか否かについての確認を行わせ、そのおそれがあると認められる場合は、保全対象発明情報を取り扱わせないこと。

ハ 情報取扱者に対して、前号ホの規程を遵守させるための措置を講ずること。

ニ 保全情報管理責任者に他の情報取扱者に対する必要な教育及び訓練を行わせること。

三 物理的な情報管理に関する措置として次に掲げるもの

イ 保全対象発明情報を取り扱い、又は保全対象発明情報が記録された文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）若しくは物件若しくは当該保全対象発明情報を化体する物件（以下この号において「保全対象発明情報文書等」という。）を保管する区域を特定し、その特定された区域（以下この号において「特定区域」という。）への入り口の管理及び制限をするための措置を講ずること。

ロ 保全対象発明情報文書等の保管は、特定区域において、適切な保管設備を用いて保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置を講じた上で行うこと。

ハ 新たに保全対象発明情報文書等を複製又は製作するときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、保全情報管理責任者の承認を得ることとし、その数は必要最小限にとどめること。

ニ 保全対象発明情報文書等を持ち出すときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、保全情報管理責任者の承認を得ることとする。

ホ 保全対象発明情報文書等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、保全対象発明情報文書等の盗難及び紛失を防止するための措置を講ずること。

四 技術的な情報管理に関する措置として次に掲げるもの

イ 電子計算機において保全対象発明情報を取り扱うことができる者を限定するための措置を講ずること。

ロ 保全対象発明情報を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第一条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための措置を講ずること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、電子計算機における保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置を講ずること。

（発明共有事業者の変更の手続）

第十二条 法第七十六条第一項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第二による申請書によりしなければならない。

一 新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認める事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所

二 新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認めることが必要な理由

三 新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認める事業者における情報の管理の予定

2 法第七十六条第二項の規定による変更の届出は、様式第三による届出書によりしなければならない。

（補償請求書）

第十三条 法第八十四条第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

附 則
この府令は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（立入検査の証明書）

様式第一（第六条関係）

年　月　日

内閣総理大臣 殿

特許出願人の氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

特許出願人の住所又は居所

特許出願を維持する場合の提出書

(文書発簡番号) 第 号 (年 月 日) により通知された特願_____について、特許出願を維持するので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第67条第10項の規定により、同条第9項第1号から第3号までに掲げる事項について、以下のとおり記載して提出します。

1 特許出願人に関する事項

(1) 特許出願人における保全対象発明となり得る発明に係る情報管理状況

項目	チェックボックス	備考 (該当していない場合はその理由及び今後の予定を記載)
一 組織的な情報管理に関する措置の状況		
イ 保全対象発明となり得る発明に係る情報（以下この様式において「発明に係る情報」という。）を取り扱う者（以下この様式において「情報取扱者」という。）を適正に管理するとともに、発明に係る情報の漏えいを防止するための措置の適切な実施を一元的に管理する責任者（以下この様式において「情報管理責任者」という。）を指名しているか。	<input type="checkbox"/>	
ロ 情報管理責任者及びその他の情報取扱者の責務及び業務を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>	
ハ 情報管理責任者及びその他の情報	<input type="checkbox"/>	

取扱者並びにこれらであった者の氏名その他発明に係る情報を適正に管理するのに必要な情報を記載した管理簿を整備しているか。		
ニ 発明に係る情報を営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）として取り扱っているか。	<input type="checkbox"/>	
ホ 発明に係る情報の管理に関する措置を適切に講ずるため、発明に係る情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	
ヘ 発明に係る情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における事務処理体制を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	
二 人的な情報管理に関する措置の状況		
イ 情報取扱者の範囲を必要最小限にとどめているか。	<input type="checkbox"/>	
ロ 情報取扱者を追加するときは、あらかじめ、その者について、情報管理責任者に発明に係る情報を漏えいさせるおそれがあるか否かについての確認を行わせ、そのおそれがあると認められる場合は、発明に係る情報を取り扱わせないこととしているか。	<input type="checkbox"/>	
ハ 情報取扱者に対して、項目一 ホの規程を遵守させるための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
ニ 情報管理責任者に他の情報取扱者に対する必要な教育及び訓練を行わせているか。	<input type="checkbox"/>	
三 物理的な情報管理に関する措置の状況		
イ 発明に係る情報を取り扱い、又は発明に係る情報が記録された文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）若しくは物件若	<input type="checkbox"/>	

しくは当該発明に係る情報を化体する物件（以下この様式において「発明に係る文書等」という。）を保管する区域を特定し、その特定された区域（以下この様式において「特定区域」という。）への立入りの管理及び制限をするための措置を講じているか。		
□ 発明に係る文書等の保管は、特定区域において、適切な保管設備を用いて発明に係る情報の漏えいを防止するための措置を講じた上で行っているか。	□	
ハ 新たに発明に係る文書等を複製又は製作するときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、情報管理責任者の承認を得ることとし、その数は必要最小限にとどめているか。	□	
ニ 発明に係る文書等を特定区域から持ち出すときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、情報管理責任者の承認を得ることとしているか。	□	
ホ 発明に係る文書等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行っているか。	□	
ヘ イからホまでに掲げるものほか、発明に係る文書等の盗難及び紛失を防止するための措置を講じているか。	□	
四 技術的な情報管理に関する措置の状況		
イ 電子計算機において発明に係る情報を取り扱うことができる者を限定するための措置を講じているか。	□	
ロ 発明に係る情報を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための措置を講じているか。	□	

ハ イ及びロに掲げるもののほか、電子計算機における発明に係る情報の漏えいを防止するための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
--	--------------------------	--

(記載上の注意)

それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。

2 特許出願人以外に発明に係る情報の取扱いを認めた事業者に関する事項

- (1) 特許出願人以外に保全対象発明となり得る発明に係る情報の取扱いを認めた事業者の有無（該当する方を○で囲むこと）

有	無
---	---

- (2) 特許出願人以外に発明に係る情報の取扱いを認めた事業者に関する情報

- ア 特許出願人以外に発明に係る情報の取扱いを認めた事業者の数（事業者数を記載すること）

イ 特許出願人以外に発明に係る情報の取扱いを認めた事業者の個別状況（事業者が複数の場合は下の表を追加すること）

事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）		
事業者の住所又は居所		
項目	チェックボックス	備考 (該当していない場合はその理由及び今後の予定を記載)
一 組織的な情報管理に関する措置の状況		
イ 情報取扱者を適正に管理するとともに、発明に係る情報の漏えいを防止するための措置の適切な実施を一元的に管理する責任者として、情報管理責任者を指名しているか。	<input type="checkbox"/>	
ロ 情報管理責任者及びその他の情報取扱者の責務及び業務を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>	
ハ 情報管理責任者及びその他の情報取扱者並びにこれらであった者の氏名その他発明に係る情報を適正に管理するのに必要な情報を記載した管理簿を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	
ニ 発明に係る情報を営業秘密（不	<input type="checkbox"/>	

正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）として取り扱っているか。		
ホ 発明に係る情報の管理に関する措置を適切に講ずるため、発明に係る情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	
ヘ 発明に係る情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における事務処理体制を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	
二 人的な情報管理に関する措置の状況		
イ 情報取扱者の範囲を必要最小限にとどめているか。	<input type="checkbox"/>	
ロ 情報取扱者を追加するときは、あらかじめ、その者について、情報管理責任者に発明に係る情報を漏えいさせるおそれがあるか否かについての確認を行わせ、そのおそれがあると認められる場合は、発明に係る情報を取り扱わせないこととしているか。	<input type="checkbox"/>	
ハ 情報取扱者に対して、項目一ホの規程を遵守させるための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
ニ 情報管理責任者に他の情報取扱者に対する必要な教育及び訓練を行わせているか。	<input type="checkbox"/>	
三 物理的な情報管理に関する措置の状況		
イ 発明に係る情報を取り扱い、又は発明に係る文書等を保管する区域を特定し、その特定区域への入りの管理及び制限をするための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
ロ 発明に係る文書等の保管は、特定区域において、適切な保管設備を用いて発明に係る情報の漏えいを防止するための措置を講じた上で行っているか。	<input type="checkbox"/>	
ハ 新たに発明に係る文書等を複製	<input type="checkbox"/>	

又は製作するときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、情報管理責任者の承認を得ることとし、その数は必要最小限にとどめているか。		
ニ 発明に係る文書等を特定区域から持ち出すときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、情報管理責任者の承認を得ることとしているか。	<input type="checkbox"/>	
ホ 発明に係る文書等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行っているか。	<input type="checkbox"/>	
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、発明に係る文書等の盗難及び紛失を防止するための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
四 技術的な情報管理に関する措置の状況		
イ 電子計算機において発明に係る情報を取り扱うことができる者を限定するための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
ロ 発明に係る情報を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	
ハ イ及びロに掲げるもののほか、電子計算機における発明に係る情報の漏えいを防止するための措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	

(記載上の注意)

それぞれの項目の措置を講じている場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講じていることを証する書類を添付すること。

3 変更の予定

(1又は2に記載した事項について、本様式の提出後に変更の予定があるときは、その変更の内容を記載すること。)

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第二 (第十一条第一項関係)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

指定特許出願人の氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

指定特許出願人の住所又は居所

発明共有事業者の追加に係る承認申請書

特願_____に係る保全対象発明に係る情報の取扱いを新たに認める事業者について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第76条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認める事業者

事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
事業者の住所又は居所	

2 新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認めることが必要な理由

3 新たに保全対象発明に係る情報の取扱いを認める事業者における情報の管理の予定

項目	チェック ボックス	備考 (該当していない場合はその理由及び 今後の予定を記載)
一 組織的な情報管理に関する措置の可否		
イ 指定特許出願人が取り扱うこと を認めようとする保全対象発明に 係る情報（以下この様式において 「保全対象発明情報」という。） を取り扱う者（以下この様式にお いて「情報取扱者」という。）を 適正に管理するとともに、保全対	<input type="checkbox"/>	

象発明情報の漏えいを防止するための措置の適切な実施を一元的に管理する責任者（以下この様式において「保全情報管理責任者」という。）を指名することは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ロ 保全情報管理責任者及びその他の情報取扱者の責務及び業務を明確にすることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ハ 保全指定の期間、保全情報管理責任者及びその他の情報取扱者並びにこれらであった者の氏名、実施の許可の状況その他保全対象発明情報を適正に管理するのに必要な情報を記載した管理簿を整備することは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ニ 保全対象発明情報を営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）として取り扱うことは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ホ 保全対象発明情報の管理に関する措置を適切に講ずるため、保全対象発明情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うことは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ヘ 項目一 本の規定を策定し、又はこれを変更する場合にあっては、あらかじめ、指定特許出願人の確認を受けることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ト 保全対象発明情報の漏えいが発生し、又は発生するおそれがある場合における事務処理体制を整備することは可能か。	<input type="checkbox"/>	
二 人的な情報管理に関する措置の可否		
イ 情報取扱者の範囲を必要最小限にとどめることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ロ 情報取扱者を追加するときは、あらかじめ、その者について、保全情報管理責任者に保全対象発明情報を漏えいさせるおそれがある	<input type="checkbox"/>	

か否かについての確認を行わせ、そのおそれがあると認められる場合は、保全対象発明情報を取り扱わせないことは可能か。		
ハ 情報取扱者に対して、項目一本の規程を遵守させるための措置を講ずることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ニ 保全情報管理責任者に他の情報取扱者に対する必要な教育及び訓練を行わせることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
三 物理的な情報管理に関する措置の可否		
イ 保全対象発明情報を取り扱い、又は保全対象発明情報が記録された文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）若しくは物件若しくは当該発明に係る情報を化体する物件（以下この様式において「保全対象発明情報文書等」という。）を保管する区域を特定し、その特定された区域（以下この様式において「特定区域」という。）への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ロ 保全対象発明情報文書等の保管は、特定区域において、適切な保管設備を用いて保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置を講じた上で行うことは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ハ 新たに保全対象発明情報文書等を複製又は製作するときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、保全情報管理責任者の承認を得ることとし、その数は必要最小限にとどめることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ニ 保全対象発明情報文書等を特定区域から持ち出すときは、あらかじめ、その理由及び方法を示して、保全情報管理責任者の承認を得ることとすることは可能か。	<input type="checkbox"/>	

ホ 保全対象発明情報文書等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うことは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、保全対象発明情報文書等の盗難及び紛失を防止するための措置を講ずることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
四 技術的な情報管理に関する措置の可否		
イ 電子計算機において保全対象発明情報を取り扱うことができる者を限定するための措置を講ずることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ロ 保全対象発明情報を取り扱う電子計算機が電気通信回線に接続している場合、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十九号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための措置を講ずることは可能か。	<input type="checkbox"/>	
ハ イ及びロに掲げるもののほか、電子計算機における保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置を講ずることは可能か。	<input type="checkbox"/>	

(記載上の注意)

それぞれの項目の措置を講ずることが可能である場合には、□に印を付けること。印を付けた項目については、当該措置を講ずることが可能であることを証する書類を添付すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三（第十一條第二項関係）

年　月　日

内閣総理大臣 殿

指定特許出願人の氏名
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

指定特許出願人の住所又は居所

発明共有事業者の変更に係る届出書

特願_____に係る保全対象発明に係る発明共有事業者について、下記のとおり変更が生じたので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第76条第2項の規定により、届け出ます。

記

1 変更が生じた発明共有事業者

事業者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
事業者の住所又は居所	

2 変更の内容

3 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四（第十二条関係）

年　月　日

内閣総理大臣 殿

請求者の氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

請求者の住所又は居所

補償請求書

特願_____に係る保全対象発明について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第80条第2項の規定により、下記のとおり補償を請求します。

記

- 1 補償請求額の総額及びその内訳
- 2 補償請求の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五 (第十三条関係)

表

年　月　日発行第		号(　年　月　日まで有効)	
職　名	氏　名	生年月日	
(写真)		経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第84条第1項による立入検査証	
(発　行　権　者)			

裏

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律
抜粋

(報告収集及び立入検査)

第八十四条 内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定特許出願人及び発明共有事業者に対し、保全対象発明の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該者の事務所その他必要な場所に立ち入り、保全対象発明の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯諱検査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第四十八条第五項から第七項まで、第五十八条第二項又は第八十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六・七 (略)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。